

## ■ 楽譜出版の展望！ 楽譜出版とグローバル市場

一般社団法人 日本楽譜出版協会会長  
佐々木隆一

### 一 楽譜の誕生とグローバル化一

音楽の普及伝達の記譜法として現在の五線譜に近い形式は、1000年ごろイタリアのGUIDOが完成させて以来、その後の印刷技術の発展により本格的に複製、流通するモデルは1470年代にヨーロッパで始まりました。

日本においては、明治に西洋文化の流入(キリスト教や軍楽隊)がもたらしたもので、楽譜出版は当初からグローバルに音楽(聖歌)や聖書などを流通させる為に、必然的に進化して来た歴史があります。

元々音楽は国境を超え、宗教や経済の交流と共に、グローバルな広がりの中で発展して来た文化なので、近代になって著作権保護や著作権ビジネスの進化の過程で、国ごとにローカル市場で音楽がビジネスとして市場形成されていくことが、国家単位の音楽文化の発展を支えてきた結果、国という壁によりグローバルで自由な楽譜流通が衰退してきたのはある面でやむを得ないし、特に日本では顕著である！

欧米の楽譜出版では楽譜を扱う集中管理団体が基本存在しないこともあり、楽譜の著作権は作家、又は音楽出版社(著作権)と直接契約することが一般的なもので、その際グローバル・ライツを取得し、販売できる地域をEU又は全世界に出来るだけ広く契約するのは権利者も楽譜出版社もビジネス効率がいいので当然と思います。

### 一 情報化社会の進化で変わる楽譜出版一

楽譜の歴史の中で最も大きな進化をもたらした印刷出版技術に匹敵する大きな変革をもたらす情報革命が、楽譜出版流通にも過去の経験にない市場環境をもたらしています。今、人類が直面している情報化社会は、国境を超えたインターネットと最新の情報技術の発展により、音楽市場や楽譜出版流通の世界で本当に国境のないグローバルな流通環境がその全貌を表してきております。音楽配信や映像配信などのコンテンツ配信サービスは殆どがグローバル市場を前提にビジネスモデルを構築しています。音楽配信や楽譜出版の前提とする著作権ライセンスも伝統的な国別の管理ではなくグローバ

ル・ライツを基本とする本格的なグローバル時代になりつつあります。

ローカルライツとグローバル・ライツの並存する時代に楽譜出版に変化を求めています。今まで、日本の楽曲は日本人や日本市場を対象に創造してきましたが、情報化社会で育った近未来の人々はクリエイター(作曲家、作詞家、演奏者)も含めて、グローバル市場での活動が当たり前になることは、楽譜事業者として覚悟すべき時代背景でしょう！

### 一 楽器楽譜市場の変化一

日本を始め音楽先進国の市場は概ね縮小していますが、中国及びアジア市場は急拡大しています。今や世界最大の楽器大国は中国で爆発的に楽器が売れていますが、当然楽譜需要も拡大しています。楽譜先進国の日本の楽譜に大きなチャンスがあると考えます。

著作権については、昨年末よりMPA日本音楽出版社協会とJASRAC関係者の方々と日本の楽曲のグローバル・ライツについて情報交換してきましたが、かなり機は熟してきている印象を持ちました。

日本の出版社もグローバル時代に楽譜事業を展開する以上は、楽器楽譜市場が急成長するアジアを自社の事業範囲として活動していただきたいと思えます。

又、電子楽譜端末GVIDOのようなグローバル市場対象の電子楽譜デバイスも日本から生まれています。この端末は最初から全世界の演奏家のために開発されました。ポータブル音楽プレイヤーがリスナーの音楽コレクションをいつでもどこでも楽しめるように、演奏者がいつでもどこでも楽譜を持ち歩くことが出来ます。

ネット社会で音楽市場やアーティストの活動がグローバルになっている時、日本の楽曲が世界で愛される時代に日本の楽譜出版社だけがローカルに閉じこもっては損です！

今年日本の楽譜出版にとってグローバル元年となるよう業界あげて海外市場進出を研究しましょう。日本の良質な楽譜が世界市場で利用されるようビジネスの拡大を求めて頑張りましょう！

## ■「著作権法の一部を改正する法律」の概要について

文化庁長官官房著作権課長  
水田 功

「著作権法の一部を改正する法律」が、平成30年第196回国会において、5月18日に成立し、5月25日に平成30年法律第30号として公布されましたので、その概要についてご紹介します。

本法律は、平成29年4月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書等を踏まえ、主に次の4点について現行の規定の整備を行いました。

### (1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

情報通信技術の進展等の時代の変化に柔軟に対応できるようにするため、著作物の市場に悪影響を及ぼさない一定の著作物等の利用について、適切な柔軟性を備えた権利制限規定の整備を行いました。具体的には、次の事項についてです。

- ①著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第30条の4）
- ②電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の4）
- ③電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第47条の5）

### (2) 教育の情報化に係る権利制限規定等の整備

学校等の教育の質の向上や教育機会の充実等に資するよう、ICTを活用した教育における著作物等の利用の円滑化を図るため、学校その他の教育機関における権利制限規定において現在権利制限（第35条）の対象となっているコピー（複製）や遠隔合同授業におけるネットワークを通じた送信（公衆送信）に加えて、新たに遠隔合同授業のための公衆送信以外の公衆送信についても広く対象とするとともに、今回新たに権利制限の対象となる公衆送信について権利者に補償金請求権を付与することとしています。これにより、例えば、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に公衆送信する行為について、文化庁長官が指定する単一の団体への補償金支払いを条件

として、権利者の許諾を行なえることとなります。この補償金については、上記指定管理団体が教育関係者の意見を聴いた上で補償金額を決定し、文化庁長官が文化審議会の諮問を経て認可を行うこととなります。

なお、同国会で成立した「学校教育法等の一部を改正する法律」においては、学校教育法上の「デジタル教科書」の新たな位置付けを踏まえ、同改正法において著作権法も改正し、通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認めるとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備を行いました。

### (3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

いわゆるマラケシュ条約を締結するために必要な、肢体不自由等により読字が困難な人のために行う書籍の音訳等を権利制限規定の対象とする等の規定の整備を行いました。

### (4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

我が国の有する文化資料を適切に収集・保存し、またそれらの効果的な活用を促進することで我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するため、アーカイブの利活用に関する、①国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信（第31条）、②作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用（第47条）、③著作権者不明等著作物の裁定制度の見直し（第67条）について、規定の整備を行いました。

本改正法は、上記（1）（3）（4）に係る改正事項については平成31年1月1日に、（2）に係る改正事項については公布の日から起算して3年以内を超えない範囲内において政令で定める日に、それぞれ施行されることとしています。

## ■権利制限規定の改正による教育のICT化が抱える楽譜出版界の課題

一般社団法人 日本楽譜出版協会  
理事長 堀家康雄

今回の会報には、水田著作権課長にも著作権法改正についてご寄稿いただきましたが、新たに導入される授業利用における新たな権利制限規定とその代償である補償金制度の準備が各権利者団体を横断で始まっております。総会でもご報告したとおり、当協会も発足早期から参加を表明しておりました教育利用に関する著作権等管理協議会では、協議が更に本格化すると同時に、指定管理団体へ向けて、一般社団法人化の準備も進んでおります。

具体的にはこれまで権利者間中心であった著作物利用についての検討に総合・専門のフォーラムを設けて、利用者である教育機関側の代表に加わっていただく予定です。

一口に授業利用といっても、範囲は小学校から中学、高校、大学・大学院や各種専門学校まで、また学校の設置母体は市町村などの各地方自治体から都道府県立、国立、私立とまで非常に多岐にわたります。欧米に比して日本の初中等、特に義務教育での音楽・芸術の占める割合は高いと言われています。また高校・専門学校以上になると授業での著作物の利用の形態や程度は初等教育よりはるかに量・質ともに多様なものとなります。また音楽大学はもちろんのこと、専門学校等でも音楽、放送、ゲームやWEBなどのマルチメディアなどの音楽表現を扱う各課程でも楽譜や音楽書籍の利用のニーズは非常に高いものがあります。学校での授業に限定されたとはいえ、「円滑な利用」が単なる無制限で無秩序な利用に墮してはなりません。教育現場では次代を担う若い世代に著作権そのものについての教育を十分に行っていく必要もあり、その意味でも権利者団体と教育機関双方の話し合いの場を担う、新設される社団法人に期待される役割とその責任は非常に高く、重いものになると言わざるを得ません。

ここまでの議論の過程でも、著作物を適切に授業に取り入れ、新しく深く豊かな学びの場にすることそのものには権利者団体からの反対はありませんが、特に出版系の団体からは、著作物（特に出版物）の野放図な複製やネットワーク上の共有が横行してしまい、結果として近い将来、出版という事業が成り立たなくなるのではという懸念も何度も表明されてきております。

翻って教育機関側にとってみたとき、音楽や表現に関わる授業カリキュラムを持つすべての学校にとって、音楽書・楽譜を円滑に利用できるようにするためには当協会が出版側の権利者の重要な一員として参

加して、音楽等での授業利用にあたって望ましい利用のありかた、その利用の対価、また利用できない範囲に至るまで、きちんと協議できることが非常に重要なことと考えております。

教育現場では教師が授業以外のさまざまな業務や事務に追われ、ICT教育に本来求められている新しい学びのための授業の準備に時間がかけられていない実態が明らかになっています。導入しても実際にはなかなか利用が拡大しないのではないかとといった声や、安易なコピーや制限を超えたネットワーク上の共有ばかりが広がるのではないかと懸念もよく耳にはいたします。

教育現場が使いやすい著作物の利用の新しいルールを補償金によって簡便に提供することが今回の法改正の目的ではありますが、やはりコンテンツ産業の一員たる楽譜出版において目指していくべきものは、教育現場で優れた著作物が適切に利用され、学生・生徒が音楽・楽譜に触れて学んでいくことでさらに優れた創作への道筋とできるように、教育機関と向き合って、さらに優れた教材やソフトを開発し市場を拡大していくことかと考えています。

新設される社団法人への参加については当協会でも改めて機関決定が必要になってまいります。補償金の徴収が始まる21年までは設立される社団法人が無収入であることから、設立にあたって参加予定の各団体に対して拠出金を求め、運営することが必要となってきます。また実際に補償金の分配となった場合には適切で透明性の高い権利者（社）の還元も当協会の責任となってまいります。

さらに補償金制度と同時並行で検討・実施が求められている権利制限を超えた場合の「ライセンス」による授業での利用についても権利者間・利用者間で具体的な運用を詰めていかねばならないことから、新たに設立される団体では非常に急ピッチでさまざまな検討を進めていかねばならないこととなります。

音楽・楽譜の授業利用に関する件は、制作・販売・著作権・ネットワークなど既存の各委員会にまたがる大きな案件であるため、各委員会のメンバーを中心に横断的なワーキング・グループを組織して、会員社の要望、懸念などを細かく拾い上げつつ、また新法人での検討状況を協会内に迅速に共有したいと考えております。また現委員会以外でも特に教育分野で経験・知見を持つ会員社にも広くワーキング・グループへのご参加をお願いいたします。

## 委員会活動報告



### 販売対策委員会

販売対策委員長 木村一幸（シンコーミュージック・エンタテイメント）

今年度の販売対策委員会の主な活動は、「楽譜・音楽書祭り2018」と「2018 楽器フェア」での販売ブース運営の2つです。

「楽譜・音楽書祭り2018」は別頁で詳細を記しますが、6回目となった今年度も現時点（7月下旬）までは順調に推移しており、ディスプレイ大賞にも多くの応募をいただいているところです。

また隔年で行われております「楽器フェア」は、今

年も前回と同様に、東京ビッグサイトにおいて10月19日（金）から21日（日）の3日間で行われます。当協会用の売場面積も前回と同じくらいのスペースをいただいております。また毎回、実行委員会を立ち上げるのですが、ここ数年はメンバーが固定されその年齢も上がっていく一方でした。そこで今回からメンバーを一新し、会員社の中堅4名に加わっていただくことになりました。新しい発想を取り入れ、なんとか目標を達成できるよう準備を進めています。

### 著作権委員会

著作権委員長 高木雅也（全音楽譜出版社）

今年度の著作権委員会は、例年と同様に、夏の「著作権講座」、秋の「著作権研修会」を2本の柱にして活動を行っていく予定です。

夏の「著作権講座」は今年で第26回となりますが、『AI時代の権利制限規定～著作権法改正とその行方～』というテーマで、7月13日（金）に日本出版クラブ会館で開催しました。昨年に続き骨董通り法律事務所2名の弁護士、福井健策先生と橋本阿友子先生をお招きし、著作権法の一部改正があった「権利制

限規定」を取り上げました。

秋の「著作権研修会」のテーマは未定ですが、11月30日（金）の開催が決定しております。なお、長年慣れ親しんだ日本出版クラブ会館が7月末をもって閉館するため、次回「著作権研修会」からは別の会場となります。詳細は「著作権研修会」のご案内とともにお知らせいたします。

今後も著作権をめぐる時代の大きな潮流を捉えつつ、協会各社の発展につながる活動となるよう、著作権委員会全員で取り組んでいきたいと考えております。

### 制作委員会

制作委員長 川元啓司（カワイ出版）

制作委員会では2019年2月頃を目処に研修会を開催する予定です。

楽譜出版以外の出版業界から講師を招き、編集・制作に携わる者にとって必須といえる「校正・校閲」に

ついて、その基本や応用について学びます。また楽譜出版業界内だけでは聞けないような面白いエピソードも披露していただく計画です。具体的に決まりましたら改めてご案内いたしますので、協会内外問わず奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。

ページに多数掲載し、店頭の盛り上げをはかりました。費用的にはほぼ所定の予算となりました。

今後の課題としては、各社もプロモーションとして導入されているSNSやメール・ニュースの導入も協会情報の発信に利用できないか検討してまいります。

今期は「2018 楽器フェア」の年でもあり、CARSと連携して広報と販売につながるブース運営を検討いたします。

### 広報委員会

広報委員長 堀家康雄（リットーミュージック）

前期につきましては、会報作成は年1回に抑えつつ、協会ホームページの拡充に努めて費用削減を進めつつ、効果的な情報の発信を心がけております。

「楽譜・音楽書祭り」につきましては、今回から始まったディスプレイコンテストの応募写真を特設ホーム

## 「楽譜音楽書祭り2018」～第6回を迎えて～ — 完成形から新たなステップへ —

「楽譜・音楽書祭り2018」  
実行委員会委員長 木村一幸

「楽譜・音楽書祭り」は今年度で第6回を迎えることになりました。1回目は2013年、雑誌・書籍と同様に楽譜や音楽書の売上減が止まらぬ状況の中で、販売対策委員会と卸各社様でなにか業界をあげて歯止めをかける対策やキャンペーンがないかとゼロから話し合ったのが発端でした。たどり着いたアイデアは、「6月6日は楽器の日」に向けて会員社を横断した楽譜業界の合同キャンペーンという画期的なものでした。

同じデザインの帯を各社の本に巻き同時期に出荷するということが、最初は何度も会議を持ち、すり合わせしながらなんとか成功と呼べる形で終わりました。その後、年を重ねるごとに既刊本のエントリーや店頭対策のためのディスプレイ大賞の新設など、課題であったことを一つ一つクリアして、6回目にしてやっと当初想定していたキャンペーンにたどり着いたのかなと考えております。

このように企画自体は完成形に

近づいてきましたが、応募総数はここ数年すこし伸び悩んでいることは事実です。全ジャンル対象でよいのか、応募方法はこれまで通りでよいのか、宣伝は行き届いているのか等々、現在の形に甘んじてマンネリに陥ることなく、新しい発想で次のステップに行く時期かと感じております。次年度につきましては、12月に実行委員会を立ち上げる予定ですが、今年度の結果も踏まえて話し合い次年につなげたいと考えております。



## ■ GLNET問題と今後のネットワーク委員会活動について

ネットワーク委員長  
堀家康雄（リットーミュージック）

ネットワーク委員会では、音楽之友社韓副委員長の退任により、内部で検討した結果、ジャパン・ミュージックワークスの北村嘉孝氏に副委員長をお引き受けいただくことに決定いたしました。同社は加盟からの年月こそ浅いですが既に長く、各会員社の楽譜配信を通じて各社の事業のパートナーでもあり、加えてネットワーク委員としてJASRAC、AMEIで開催する意見交換会にも継続して、ご参加いただきGLNET問題はじめ諸々ご尽力いただいております。

さて、かねてより取り組んでまいりました無料バンドスコア・サイト「GLNET+」の抱える諸問題については、ネットワーク委員会を中心に議論を重ねてまいりました。総会でもフェアリーの久保代表がGLNET問題について訴訟を念頭に状況の説明をいただきました。結果として6月下旬に同サイトを運営する株式会社GLNETを提訴となりました。経緯とその後の経過については既に協会ホームページに掲載いたしておりますが、7月5日に開催された理事会で検討を行い、協会声明文をアップしております。裁判そのものは個社の事案ではございますが、解決には時間が掛かるものでもあり、引き続き審理の経過を注視していく方針です。

委員会としては、今後も違法な楽譜配信の防止などに関心を払っていくところではありますが、GLNET問題が法廷へと場を移したことから、そもそもの課題である楽譜出版社にとっての配信や電子出版での利用拡大を図るという目的に活動の軸足を移して取り組んでまいります。

まず具体的にはJASRAC等を交えて協会会員社の配信や電子出版での利用拡大に向けた意見交換会の開催を、年内を目途に検討しております。会員社ごとに電子出版利用にはまだばらつきはありますが、業界紙等に掲載された電子出版に先行して取り組んだ事例からは、電子と紙は市場を食い合うことはなく、逆に相乗効果を持つことが数多く報告されています。

したがって委員会としては電子出版を収益源としてだけでなく、新たな読者開拓と宣伝・プロモーションのためのメディアとしても活用しながら、紙による出版ビジネスを持つ強みを生かして楽器店・書店の楽譜市場を再活性化する策も必要と考えております。注目すべき新サービス（企業）などについては委員会主催で勉強会を開催して説明いただく機会を共有することも計画しています。

## 関連団体活動報告

### 文化芸術推進フォーラムの動向と今後について (一社) 日本楽譜出版協会 理事&事務局長 本橋慎弥

2013年に「2020年五輪の年に文化省の創設」に向けての議論がスタートしてから5年が経過しました。昨年6月には「文化芸術振興基本法」を改めた「文化芸術基本法」が成立し、その改正の目標実現に向かって、文化芸術振興議員連盟による「文化行政の機能強化に関する勉強会」が2017年6月より2018年4月までの間に

8回行われました。文化芸術推進フォーラムもこの勉強会に参加しフォーラムとしての提言も行われました。

さらに文化芸術行政を国家戦略として立案、展開するための準備として2018年4月より、関係省庁・関係団体へのヒアリングや、諸外国における文化行政の実態を聞く勉強会も行われ(7月現

在4回)ています。2020年の五輪後にはその集大成として「文化省の創設」を行い、文化予算の大幅な増額や文化行政の機能拡充を図り、今までの文化行政にない新たな視点による政策展開によって「創造的で活力のある・心豊かで多様性のある社会」を実現させていくことを目標にしています。

### CARS「2017年度活動報告と今年度事業計画」

2017年度CARS通常総会、及び幹事会にて決議されました①ウェブサイトの改修及びアクセス数増加の方策について。②ブログページの活性化、を中心に活動を行ってまいりました。

ウェブサイト改修については、啓発活動をより一層推進するために、トップページ他のデザイン・リニューアル、及びスマートフォ

ン閲覧対応ページの整備を実施いたしました。

ブログページ「CARSメンバーだより」については、現状の幹事執筆による、年間12回の更新をより活性化すべく、CARS幹事、及びJAMP/ネットワーク委員会委員による、楽譜製作や楽譜コピー等をテーマとした座談会を3月16日に開催しました。近

### CARS 幹事 韓 貴峰 (音楽之友社)

日中に座談会内容をまとめた原稿を、先ずはブログ用コンテンツとして掲載することにより、今後のJAMP会員社によるブログ投稿へと繋げていければと考えております。

今年度事業としても、楽器フェアへのブース出展等、楽譜コピーに関する啓発活動を継続してまいります。

### JCOPY 2018年度の動向

### (一社) 日本楽譜出版協会 理事&事務局長 本橋慎弥

昨年(2017年度)11月に行われたIFRRO総会(日本開催)にはJCOPYがIFRRO加盟後初参加となる予定であったが、諸般の事情により全大会は不参加として、参加の各国団体に対して個別に面談をすることになった。今年5月のIFRRO Asia Pacific Committee(香港)でNational Reportを提示し、また10月に行われる総会(アテネ)には職員

2名を派遣する予定を計画している。

2017年12月及び2018年3月にJRRC再委託分の複写使用料(2016年度分)の支払がありこれで再委託に関する最終処理が完了した。出版会館の移転計画の進行に伴い、8月に出版クラブビルの竣工式、10月にJCOPY事務所が移転することが決定し、これに伴い今後の会議日程の調整がおこな

われた。

JCOPYの活動と連動している「教育利用に関する著作権等管理協議会」の幹事会が7月23日で25回目となり、「補償金検討ワーキングチーム」「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」などを立ち上げる検討に入り年内には具体化したものが提示される見通しとなる。

## ■平成30年度「著作権講座」開催レポート

著作権委員長  
高木雅也 (全音楽譜出版社)

著作権委員会主催「著作権講座」が7月13日(金)に日本出版クラブ会館で開催されました。第26回目の今回は『AI時代の権利制限規定～著作権法改正とその行方～』と題し、今年著作権法の一部改正が行われた「権利制限規定」を取り上げました。講師は、昨年に続き骨董通り法律事務所の2名の弁護士、福井健策先生、橋本阿友子先生。協会内外から多数の申込みがあり、定員制限のため期日前に受付を終了するなど、その盛況ぶりに主催者一同嬉しい悲鳴でした。

橋本先生の第1部の講義「教育の情報化と権利制限規定」では、まず、権利制限規定の本質を「独占と自由の調整」と捉えたうえで「私的複製」「引用」「非営利上演等」「教育機関での複製」といった現行法の基本事項を復習し、次に、2018年法改正の4つの柱(「デジタル・ネットワーク化への対応(柔軟な制限規定)」「教育の情報化」「障害者の情報アクセス」「アーカイブの利活用促進)を確認しつつ、最後は、法改正の影響が大きいと思われる「教育の情報化」について、今後注視すべきポイントも含めて、詳説していただきました。

福井先生による第2部は「AIネットワーク社会と変わる著作権制度～'18改正とその先」と題し、法改正の概括と今後の著作権制度の展望・課題についてお話しいただきました。Apple、Google、

Microsoft、Amazon、Facebookといった米国発のグローバル企業が席卷するAIネットワーク社会の現状、その背景にある米国的「フェアユース」の考え方、日本版の「フェアユース的な何か」ともいえる今回の法改正、とりわけ「柔軟な制限規定」と「アーカイブの利活用促進」の改正がもつ意義や可能性等、多岐にわたる内容にもかかわらず、具体的かつ要領を得た圧倒的トークで聴衆の関心を惹きつけてやまないご講義でした。

今回も、両先生のお話を通じて、著作権をめぐる時代の大きな潮流を踏まえつつ新たな視点で日々の実務課題に向き合う必要性を痛感しました。



質疑応答中の橋本阿友子弁護士(左)と福井健策弁護士(右)

写真: 横谷貴一

## 一般社団法人 日本楽譜出版協会 組織

会長	佐々木隆一 / (一社) 著作権情報集中処理機構代表理事	著作権委員会 委員長	高木雅也 / (株) 全音楽譜出版社 (新任)
名誉顧問	内田 豊 / (一社) 日本楽譜出版協会 初代責任理事	副委員長	山田真孝 / 教育出版 (株)
理事長	堀家康雄 / (株) リットーミュージック	副委員長	木村一貴 / カワイ出版 (株) 全音楽譜出版社カワイ出版部 (新任)
副理事長兼会計理事	下條俊幸 / (株) 全音楽譜出版社	制作委員会 委員長	川元啓司 / カワイ出版 (株) 全音楽譜出版社カワイ出版部
副理事長	木村一幸 / (株) シンコーミュージック・エンタテイメント	副委員長	三須友裕 / 東京書籍 (株)
理事	片岡博久 / (有) ケイ・エム・ピー	副委員長	新居隆行 / (株) 全音楽譜出版社 (新任)
理事	本橋慎弥 / (一社) 日本楽譜出版協会 事務局長	ネットワーク委員会 委員長	堀家康雄 / (株) リットーミュージック
監事	鈴木廣史 / (株) サーベル社	副委員長	久保貴靖 / (株) フェアリー
監事	久保貴靖 / (株) フェアリー	副委員長	北村嘉孝 / (株) ジャパン・ミュージックワークス (新任)
事務局長	本橋慎弥	広報委員会 委員長	堀家康雄 / (株) リットーミュージック
事務局長	島 茂雄	副委員長	富澤勇次 / (有) 中央アート出版社
販売対策委員会 委員長	木村一幸 / (株) シンコーミュージック・エンタテイメント	副委員長	片岡新之助 / (有) ケイ・エム・ピー
副委員長	富澤勇次 / (有) 中央アート出版社		
副委員長	野田修市 / (株) ドレミ楽譜出版社		

以上

50th Anniversary  
**弾いて・吹いて・叩いて!**  
**今こそ楽器体験! Let's enjoy MUSIC!!**  
**2018楽器フェア**  
**10月19日・20日・21日**  
 展示エリア 12:00~19:00 10:00~18:00 10:00~17:00  
 メガショッピングモール 10:00~19:00  
**東京ビッグサイト西1・2ホール**  
 musicfair.jp  
 詳しくはWEBにて

「一般社団法人日本楽譜出版協会」 加盟社一覧 (五十音順) (平成30年[2018]年7月1日現在)

会社名	代表者	住所	ホームページ
アルソ出版(株)	上原 匡人	161-0033 新宿区下落合 3-16-10 大同ビル 3F	http://www.alsoj.net
(株) エー・ティー・エヌ	小林小百合	161-0033 新宿区下落合 3-12-21 目白エミネンス 102 号室	http://www.atn-inc.jp
(株) 音楽之友社	堀内久美雄	162-8716 新宿区神楽坂 6-30	http://www.ongakunotomo.co.jp
(株) 学研プラス (音楽事業チーム)	松村 広行	141-8412 品川区西五反田 2-11-8-18F	http://gakken.jp/ongaku/
カワイ出版(株) 全音楽譜出版社カワイ出版部	亀田 正人	161-0034 新宿区上落合 2-13-3 全音楽譜出版社内	http://editionkawai.jp
(株) 教育芸術社	市川かおり	171-0051 豊島区長崎 1-12-15	http://www.kyogei.co.jp/
教育出版(株)	伊東 千尋	101-0051 千代田区神田神保町 2-10	http://www.kyoiku-shuppan.co.jp/
(株) 共同音楽出版社	豊田 治男	171-0051 豊島区長崎 3-19-1	http://www.kyodomusic.jp/
(有) ケイ・エム・ビー	片岡 博久	171-0043 豊島区要町 3-41-10 新東京観光ビル 2F	http://www.kmp.co.jp
(株) 現代ギター社	倉田 一秀	171-0044 豊島区千早 1-16-14	http://www.gendaiguitar.com
(株) サーベル社	鈴木 廣史	130-0025 墨田区千歳 2-9-13 ルックハイツ両国 1F	http://www.saber-inc.co.jp/
(株) ジャパン・ミュージックワークス	北村 嘉孝	101-0031 千代田区東神田 1-10-4 新川ダイユビル 902	http://www.at-elise.com/
(株) 自由現代社	竹村 欣治	171-0033 豊島区高田 3-10-10 ドレミ・サーティース・メモリアル 5F	http://www.j-gendai.co.jp
(株) 春秋社	澤畑 吉和	101-0021 千代田区外神田 2-18-6	http://www.shunjusha.co.jp
(株) シンコーミュージック・エンタテイメント	草野 夏矢	101-8475 千代田区神田小川町 2-1	http://www.shinko-music.co.jp
(株) 鈴木楽器製作所	鈴木 萬司	430-0852 浜松市中区領家 2-25-12	http://www.suzuki-music.co.jp
(株) 全音楽譜出版社	笠井 恒明	161-0034 新宿区上落合 2-13-3	http://www.zen-on.co.jp
(有) 中央アート出版社	富澤 勇次	135-0006 江東区常盤 1-18-8 伊東倉庫(株) 内	http://www.chuoart.co.jp
(株) 東音企画	福田 成康	170-0002 豊島区巢鴨 1-15-1	http://www.to-on.com
東京書籍(株)	千石 雅仁	114-8524 北区船橋 2-17-1	http://www.tokyo-shoseki.co.jp
(株) ドレミ楽譜出版社	山下 浩	171-0033 豊島区高田 3-10-10 ドレミ・サーティース・メモリアル 4F	http://www.doremi.co.jp
(株) 日研 (くおん出版)	吉川 秀雄	577-0065 東大阪市高井田中 3-8-5	http://nikken-p.com/kuon/
日本キリスト教団出版局	新藤 敦	169-0051 新宿区西早稲田 2-3-18-41	http://bp-uccj.jp/
(株) フェアリー	久保 貴靖	110-0004 台東区下谷 1-4-5 ルーナ・ファースト 4F	http://www.fairysite.com
(一般財) ヤマハ音楽振興会	大池 真人	153-8666 目黒区下目黒 3-24-22	http://www.yamaha-mf.or.jp
(株) ヤマミュージックエンタテイメントホールディングス	須田 直治	150-0001 渋谷区神宮前 2-34-17	http://www.yamaha-meh.co.jp
(株) ライスト社	岩間 昌一	466-0051 名古屋市昭和区御器所 1-6-24	http://www.lyrist.co.jp
(株) リットーミュージック	松本 大輔	101-0051 千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング	http://www.rittor-music.co.jp

当協会では随時入会を受け付けております。条件は1. 会社の業態として楽譜の出版及び販売を行っていることが明らかであること、2. 本会の目的に賛同し、入会金並びに会費を納める者、の2点です。詳しくは事務局までお問い合わせください。

日本楽譜出版協会会報第 33 号 (2018 年 8 月発行)  
 発行人: 佐々木隆一 理事長: 堀家康雄 編集人: 堀家康雄  
 発行所: 一般社団法人 日本楽譜出版協会事務局  
 〒 101-0021 千代田区外神田 2-18-21 楽器会館 4F  
 電話 & FAX 03-3257-8797 Eメール ofc@j-gakufu.com  
 ホームページ http://www.j-gakufu.com

この日本楽譜出版協会会報の定期購読をご希望の方は、送料のみのご負担で受け付けております。事務局までご連絡下さい。